

編輯局報情

週報

號日一十月六

第二四四號

昭和十六年十月十一日發行
昭和十六年六月十一日發行

（每週一回水曜日發行）

五錢

國民優生法解説

第一回中央協力會議に就て
好季來る！海鷺猛威を揮ふ
ゴミとゴミ箱の話

國民政府の清郷工作



伸ばせば体力

強母性に丈夫な子供
強作病に負けない身休

興亞の基

露光量違いにより重複撮影

週報

第二四四號
六月十一日

國民優生法解説・厚生省…ニ
ヨミとヨミ稿の籃

厚生省衛生局…三

第一回中央協力會議について

大政翼賛會…ハ

海軍作戦の戦果
好季来る！海軍猛威を揮ふ

大本營海軍報道部…三

國民政府の清郷工作……………三

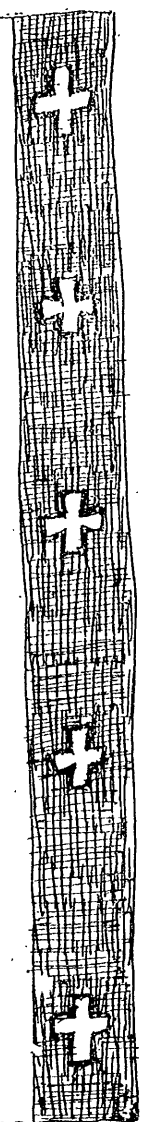
週

間

誌

誌

五月十一日(金)
▽皇太后陛下、日赤病院に行啓
白衣の勇士を御慰問あらせらる
▽海軍部隊、一月一五月の戦果
を發表(敵機撃墜百二十、敵分艦
撃沈三十五)▽大日本赤人會生
る▽滿獨貿易協定の更改成る
▽イラク軍の一部、英國に休戦
を申入れ、協定なる▽獨・伊
軍、クレタ島を先全占領す
六月一日(日)
▽海軍航空隊、重慶・雲南有・貴
州省を猛爆▽新商道徳樹立、
閣取引防止強調週開始
六月二日(月)
▽海軍航空隊、重慶を連続猛爆
す▽ヒトラー獨總統とムッソ
リニ伊首相、ブレンネル峰に
會談す
六月三日(火)
▽開戦以來の英商船撃沈数は千
百萬トンを突破の旨、獨最高司
令部發表す▽對ギリシヤ外交
關係の消滅をソ聯政府通告す
▽英軍、シリア國境に集結す
六月四日(水)
▽展開中の中原作戦戦果を當局
發表(敵遺棄武器五萬、捕虜約一萬五
千、各機百五十、重機四十七、小機
の他二萬二千挺、各種砲六十五挺、わ
が方の損害、戦死將校以下五百
五十四名、獨發帝ワイルヘル
ム二世、ドールン(オランダ)に逝
く▽對日ソ輸出許可制を強化
の旨、ハル米國務長官言明す
▽クレタ島の捕虜一萬二千名と
獨軍發表
六月五日(木)
▽皇太后陛下、横須賀海軍病院
に行啓あらせらる▽佛印に集
積の援務物資を安全地帯に搬出
の旨、佛印進駐軍發表▽フラ
ンスに對する財政的援助を打ち
切る旨、ハル米國務長官言明す
六月六日(金)
▽海軍航空隊、重慶を夜襲し、
三時間に亘り猛爆す▽日・關
印會談の對日回答を芳澤使節に
手交す



國民優生法解説

厚 生 省

國民優生法はなぜ必要か

國民優生法はいよ／＼来る七月一日から實施されることになつた。國民優生法といふと、何か特別に嚴めしい感じを受ける人も少くないやうだが、元來、本法の目的とするところは第一條に掲げてあるやうに、惡質の遺傳病者

を減少させると同時に、健全者の増加を圖つて、國民素質の向上を期することにあるのであつて、人口問題の本質を規定したものといふことが出来る。本年一月二十二日の閣議で決定をみた人口政策確立要綱が、増殖力と資質において他國を凌駕する健全人口を昭和三十五年までに一億に増加させることを目標としてゐるのを見ても、この關係は容易に理解されるのである。實に國力の基礎は國

民の人口である。そして、その人口は何處までも健全でなければならぬ。

ムソリーニはこれを「人口戦」と表現したが、まことに適切な言葉である。我々は、まづこの戦ひの勝者とならねばならない。しかも、この戦ひは實に容易でない難戦であることを覺悟しなければならぬ。古來民族の興亡史を

緋けは、誰もが氣づくのであるが、いづれも全盛期に達して文化が爛熟すると、漸く健全者の出生は低下し、不健全者の増加が顯著となり、いはゆる民族變質の徴を示し、終には滅亡の運命を辿るのが例である。この原因の主なものには健全者の産兒制限による出生減少と不健全者の無自覺な増殖であるといはれてゐる。このやうに人口戦の敵は内在してゐる。外の敵には打ち勝ち易いが、内の敵は容易なことでは征服できない。これが難戦である所以である。

わが日本民族は二千六百年の光榮ある歴史を有し、將に東亞の新秩序を完成せんとしてをり、その量も質も極めて優秀な民族であるが、近時の著るしい社會情勢の推移

に伴ひ、これを放置するときは獨り民族變質から超然として免れてゐることは出来ない。歐米文化諸國を蠶蝕した變質は漸く我々の足下にまで迫つて來てゐるのである。最近わが國の出生率の遞減と精神病者の激増はこれを證明する手近な例である。

精神病者の數は昭和元年には約六萬人（人口一萬に對する割合は九・九八）であつたが、昭和十三年には約九萬人に増加し（人口一萬に對する割合は一二・五五）である。この數字は警察の臺帳を基としたものであるから實際はこれより遙かに多いことが豫想される。勿論、精神病の原因は多種多様であつて、毒物その他の外因によるものも多いが、先天的遺傳的のものも少なくない。そして、その激増は主として後者の増加のためである。

同じやうなことは失明者についてもいへる。昭和六年の調査では盲人數は七萬六千人で、その中、先天的なもの約二千人であつたのに對し、昭和十一年の調査では盲人數六萬八千人、先天的のものは約四千人であつた。即ち、後天的盲人は減少してゐるのに先天的盲人は倍加して



る。

このやうに不健全素質者の漸増は健全者の漸減と共にますます顯著にならうとしてゐる。こゝに國民素質の向上と人口増加を目指す國民優生法を必要とする所以がある。

以上、國民優生法の國家的重要性を述べたが、不健全素質者、殊に悪質の遺傳病患者は本人にも家族にもまことに氣の毒であるばかりでなく、犯罪性や社會不適應性があるから、社會にとつても大變困つた問題である。いま、犯罪性を例にとると、常習性犯罪者や青少年受刑者の三〇%、收容中の不良少年の七五%、浮浪者の過半数は精神缺陷者とみてよい。また、殺傷、放火等の兇悪な犯罪者の中で精神鑑定の結果、顯著な精神病や白痴であることが見出され、心神喪失として不起訴となるものが毎年六百人前後に上つてゐる。もつと軽い精神缺陷者の犯罪に到つては恐らく非常な數に上ることと思はれる。これ等の犯罪は精神缺陷者を減少すれば容易に防止で

きるものである。即ち、遺傳的缺陷者の發生を防ぐことは民族悠久の問題ではあるが、また、實に國家社會の經濟上、犯罪防止上及び個人の福祉上、その他有形無形の効果を十分に期待出来るものである。

このやうに、國民優生法は人口問題の基調をなすものであるから、單に法文に規定されたところに限らず、今後企畫し、實施さるべき各種の人口政策はいづれもこの精神の上に樹立されねばならない。例へば、婚資貸付にしても産兒奨励にしても、健全者の増加を目標とする以上は當然優生學的の考慮を必要とするからである。

國民優生法の内容

國民優生法は大別して二つの事柄から成り立つてゐる。第一は不健全素質者に對する優生手術の規定であり、第二は健全者の産兒制限防遏の規定である。まづ優生手術から説明する。

手術の方法

一、優生手術として採用される方法は、いはゆる斷種手術であつて去勢ではない。去勢は生殖腺、即ち睾丸または卵巣を除去するために内分泌障害を起すが、優生手術は全然生殖腺に觸れないで、唯、精子または卵子が精管や卵管を通過しないやうに、管の一部を結紮したり離断したりする簡単な手術である。従つて手術による障害は起らず、性生活にも影響なく、たゞ、精子や卵子が排出されないだけである。手術は極めて簡單であつて、男女共に約十五分位で済み、少しの危険もない。手術の術式は最も安全、確實なものを數種類選定して行ふことになつてゐるから、手術の結果については安心してよい。なほ、當分の間は以上の外科的手術のみを採用し、X線等の照射による方法を行はないことになつてゐる。それは安全性と確實性が現在ではなほ外科的手術に及ばないためであるが、X線照射にもなかく勝れた長所が認められる。

手術の對象

から、學問の進歩を待つて將來は採用される筈である。

如何なる遺傳性疾患を手術の對象とするかは最も大切な點であるが、本法では症狀が強度であつて、反社會性・社會不適應性のあるものに限つてゐる。従つて遺傳病であるからといつて直ぐ對象となるわけではない。對象とされる疾患は大體次のやうなものである。

イ 遺傳性精神病 精神分裂病、躁鬱病、眞正癲癇等の遺傳性精神病の中、その遺傳が確實であつて經過不良のものが該當する。遺傳が不確實であつたり、經過の良好のものは對象とならない。梅毒、アルコール、急性傳染病、動脈硬化、老衰等による精神病は後天性のものであるから、對象とされないことは勿論である。

ロ 遺傳性精神薄弱 白痴・痴愚・魯鈍等のいはゆる低能であつて遺傳の確實なものが該當する。但し、輕度の低能では更に反社會性があるものだけを對象とする。出

産時の障害や幼少時の腦膜炎、頭部外傷、または微毒その他の後天性の原因によるものはこれに入らない。

ハ 強度・惡質の遺傳性病的性格 分裂病質、循環病質、意志薄弱者、病的性慾者、病的虚言者等の病的性格者の遺傳が確實であつて、その症状が強くて反社會性や社會不適應性のあるものが該當する。遺傳が不確實なものは勿論、反社會性や社會不適應性のないものは對象とならなことは言ふまでもない。

ニ 強度・惡質の遺傳性身體疾患 神經、眼、耳、皮膚、骨等の疾患で、遺傳が確實であつて、症状が強度で社會不適應性をもつものが該當する。例へば、遺傳性の盲、聾、白癩、結節性硬化症、進行性筋萎縮等の悲惨な病氣であつて、社會生活をすることも出来ないと言つたやうなものである。

ホ 強度の遺傳性畸形 裂手、裂足、顔面破裂等の強度の畸形であつて、遺傳が確實であつて、社會生活に著るしく不適應なものが該當する。社會生活に格別の支障を來さぬ位の軽度の不具、例へば六本指とか兎唇のやう

なものとは勿論對象とならない。

以上が優生手術の對象となる疾患であるが、これらの場合でも、同時に優秀な遺傳素質を持つと認められるときには手術を行はない。例へば、血族中に天才とも稱すべき優秀な人がをり、本人もその素質を受け継いでゐると判断されるときには、その優秀素質を國民の中に残し、國家に貢獻させることが必要であるから手術を行はない。即ち優秀素質までも併せて失ふことを防ぐためである。

これらの疾患に本人が罹つてゐるときは優生手術の對象となることは勿論であるが、本人は發病してゐないが、素質者と見られる場合にも、自發的な希望があれば手術を受けることが出来る。本法で認めてゐるのは次の二つの場合である。

イ 四親等以内の血族、例へば同胞、親、祖父母、伯叔父母、従同胞等に同一の惡質な遺傳病患者があるもの同志が結婚した場合(普通に見られる例は病者を近親に有する従同胞結婚である)、夫婦は表面健康でも子供が發病する

危険が特別にあると見られるときには、優生手術を受けることが出来る。

ロ 夫婦が表面健康であつて、互に同一の遺傳素質をもつてゐることを知らずに結婚したが、その間に生れた子供が發病した場合、將來生れる子供が更に發病する危険が特別にあると見られるときには、同様に優生手術を受けることが出来る。

この二つの場合や、優秀素質を併有するときの例外規定は外國の立法にもない我が國獨特のものである。

手術申請の手續

申請は任意を原則とする。強制申請は當分は行はないから、なるべく自發的に申出て欲しい。任意申請は更に本人や家族から申し出る純然たる任意申請と、精神病院長、保健所長、官公立病院長等が本人達に代つて、その同意を得て申請する同意申請とある。

前者は原則として本人がその配偶者の同意を得て申請

するのであるが、本人が三十歳に達しないときや、軽度の精神薄弱(低能)か、重い病的性格等であつて心神耗弱とされるときには父母の同意も必要である。また高度の低能や確實に診斷される精神病等であつて心神喪失とされるときには、本人は申請の能力がないから、父母と配偶者の連名で申請することになつてゐる。以上の配偶者の同意や申請は、若し配偶者がゐない時や故障のあるときには、同意は父母が代り、申請は父母だけで出来る。また、父母の一方がゐないときや故障があるときは、他の一方だけの同意や申請でよい。父母ともに支障があるときは、後見人、戸主、親族會と順次その代りをする。

但し、後見人と親族會は同意だけは出来るが、申請は出来ない。

申請手續は大變面倒のやうに見えるが、實際は本人の側からハガキや手紙でその希望を書いて府縣廳の衛生課宛に申出れば、その後の一切は縣で世話する筈であるから氣安く申出てもらひたい。

手術可否の判定

優生手術の申請があれば、地方長官はこれを地方優生審査會の意見を聽いてその可否を決定する。若し、この決定に不服のあるものは三十日以内に地方長官を經由して厚生大臣に申立ることが出来る。厚生大臣はこれを中央優生審査會の意見に徴し最後の決定をする。このやうに、優生手術の可否の決定は優生審査會の判定が重要な根據となる。この審査會は醫學者、精神病學者、遺傳學者等専門の學識経験のある人達を主な委員とし、これに關係官が加はり、どこまでも慎重に學問的に審査するから、その結果については安心して信頼していただきたい。

手術の實施

優生手術を行ふことに確定すると、いよいよ手術の實

施になるのであるが、この手術は國家行爲として安全確實に行はねばならないから、醫師と場所を定めて前述の優生手術術式によつて慎重に行ふことになつてゐる。この醫師には優生手術について知識、経験のある練達（しんたつ）の醫師が指定される筈で、手術の場所には官公立病院その他十分な設備（開腹手術を行ふに足りる設備）を有する病院が指定される筈である。従つて、手術の合併症等の危険は殆んど顧慮する必要はない。

手術の費用

優生手術の費用は手術費、検査費、入院料（男子は四日、女子は十四日入院）等を合せて概略男子は四十五圓、女子は九十五圓以内の豫定である。本人、父母、配偶者が資力のある時には、この費用を全部又は一部を負擔することになる。若し資力のない場合には國庫が費用を負擔する。手術は受けたいが費用はないといふ者も安心して申請していただきたい。

秘密の保持

優生手術に關する事項は一切嚴重に秘密を保つことになつてをり、若し漏泄した時は告訴され、ば嚴罰を受ける。申請すると一家の秘密が世間に洩れると考へて申出を控へるやうなことがあつてはならない。秘密はどこまでも守られるのである。

結婚における通知義務

優生手術を受けた者は結婚に際し、相手方から要求があれば、優生手術を受けた旨を通知せねばならない義務がある。結婚は必ずしも子供を得ることを絶対條件とするものではないが、優生手術を受けた者は絶対に妊娠は不可能であるから、先方の要求があつた時には徳義上通知する義務があるわけである。

産兒制限の禁止

次に、健全者の産兒制限防遏（ぼうごう）の規定は次ぎの通りである。

以上、繰りかへし述べた通り、惡質の遺傳病に罹つたものは本人は勿論、家族にとつても極めて氣の毒であり、社會にとつても悲惨な病氣であり、延いては國家の將來にも關係深いものであるから、これ以上子孫に同様な病人が出ることは絶対に避けねばならない。本人や家族も深く思をこの點に致して、進んで手術を申出るやうにして貰ひたいものである。この申出も前述の通りハガキ一本、手紙一通を府縣廳の衛生課宛に差出せば、後は府縣で萬事の世話をするのであるから、氣軽く申出るやうにしてほしい。

不法な不妊手術又は處置の禁止

健全者が單に産兒制限のために、即ち子供を欲しくないとか、子供が多過ぎるとか、或ひは美貌を保持するためとか、不品行の實を免れるために、この不妊手術とかX線照射その他の處置を行ふことは、それだけ健全人口の減少を來すわけであるから、これを禁止したのである。刑法においては墮胎、即ち人工妊娠中絶については嚴重に所罰してゐるが、不妊手術、即ち去勢、斷種に關しては直接に規定してゐない。このやうな手術が一般的に違法であることが國民衛生法によつて明白となつたのである。たゞ、正當の事由のある場合、即ち本法による優生目的の場合または他の法令の規定による場合及び醫師が醫療目的で行ふ場合等は別であるが、その他はすべてこれを禁止したのである。この精神はいはゆる避妊行為が國家目的に添はないことを示すものであるが、本法に

おいては最も根本的とされる手術やX線等によるものも禁止し、他は國民の自覺に待つて目的を達せんとするものである。

醫師に對する取締

醫師が醫療目的のために行ふ不妊手術・X線照射・妊娠中絶は正當な業務として、全く自由に醫師に委されてゐるのであるが、従來、醫療目的に藉口して、手術や處置を濫用し、産兒制限のために用ひたものも少なくないことを認められる點もあるので、こゝに事前に他の醫師の意見を聴くことと届出等の規定を設けたのである。

イ 届出を要する手術又は處置は次に掲げるものであるが、瘤・肉腫・畸形腫等の悪性腫瘍または兩側副卵巣結核に對するものは除外する。また、五十歳以上の婦人や過去において去勢した者等の確實に生殖不能のものに對する手術處置は届出を要しない。

(一) 直接に生殖不能を目的とする手術またはX線照射

(二) 子宮、卵管、卵巣、輸卵管等の生殖器疾患を治療するために行ふ手術であつて、その結果、不妊となることが醫學常識上當然と認められるもの（生殖器以外に對する手術は届出を要しない）

(三) 生殖器又はその附近に對するX線照射で、その結果不妊となることが醫學常識上當然と認められるもの。

(四) 直接に妊娠中絶を目的とする手術または處置（妊娠七ヶ月以後で生兒を得る見込で行ふ人工早産は、本法では妊娠中絶とみなないから届出は必要としない。また、子宮外妊娠は必ず胎兒が死亡するものであるから、これに對する手術處置も届出を要しない）

(五) 妊娠中、卵巣その他の生殖器の疾患を治療する目的で行ふ手術であつて、その結果、妊娠中絶を起すことが醫學常識上當然と認められるもの（生殖器以外に對する手術は届出を要しない）

(六) 妊娠中、生殖器またはその附近に對するX線照射であつて、結果として妊娠中絶を起すことが醫學常識上當然と

認められるもの。

ロ 醫師は以上の届出を要する手術又は處置を行はうとする時には、まづ他の醫師の意見を聞き、手術の前日までに警察署長を経て届出ねばならない。

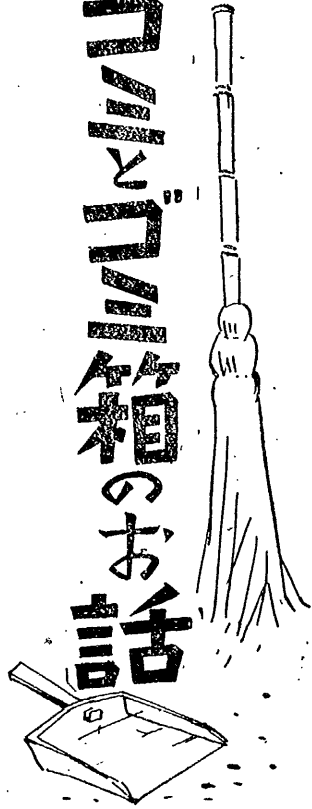
(この場合、他の醫師の意見が自分の意見と合致することは條件ではないが、十分に他の醫師の意見も參考として慎重に處置をせしめらふのが目的である。)

但し、症状が急迫して猶豫し難いとき等には、事後二日以内にその理由を付して届出ることになつてゐる。

ハ 右の届出があつた場合、地方長官は犯罪行為があると認められた時には、更に地方長官の指定した醫師の意見を聴取せしめることが出来る。

この取締規定は前述の生殖不能とする手術等の一般的禁止と相俟つて國民の産兒制限思想を打破して、健全者が人爲的に減少するのを防止しようとするのであるから、醫師の側としてもいろいろの不便はあらうが、進んで國策に協力する氣持になつて欲しいものである。

ゴミとゴミ箱のお話



この目的を果すため、今度、「汚物掃除法施行規則」の一部が改正され、五月一日公布の上、七月一日から施行されることになりました。

ところで、この機会に、時局下の大切な問題であるゴミについて、しばらく御話いたしませんか。

「ゴミはどれほど出るか」

全国、百五十六市について調べたところによりますと、昭和十四年中平均一日に出るゴミの量は、約一千三十八万キログラム(二百八十萬貫)で、一ヶ年間に約三十八億キログラム(十億萬貫)といふ大きな量になるのであります。そのうち、六大都市は、一日約五百四十五萬キ

「美しい日本」

わが国は、世界中で一番風光明媚な国だといはれてゐます。大陸の戦野から歸還した皇軍勇士は、故國の青々とした山野を眺め、きれいな川の流れる音を聞いて、無上の喜びを感じるのであります。この美しく、清らかな國土によつて、國民の立派な精神も強い身軀も育まれて來たのであります。

かやうに、わが國は、天然の美に恵まれてゐながら、最近異常な發展膨脹を續けてゐる都市では、豪華なビルディングが建ち、立派な舗装道路が通じて都市の美觀を増しつゝある一面、人口はますます増加して戸口は密となり、市民の生活から廢殘物として出る汚物(汚物)の量は、日々増加してきて、市民の健康にいろいろの害を及ぼし、都市の美觀を汚してゐる状態です。

いまや、未曾有の重大時局に當つて、いよいよ健康を増進し、物資を充實しなければならぬのであります。そのためには、清潔な健康都市を建設し、正しく、明るく、強い心身を養ふとともに、物を粗末にすることを、最後まで有効に生かして用ひ、國のお役に立てなければならぬのであります。

「美しい日本」

わが國は、世界中で一番風光明媚な国だといはれてゐます。大陸の戦野から歸還した皇軍勇士は、故國の青々とした山野を眺め、きれいな川の流れる音を聞いて、無上の喜びを感じるのであります。この美しく、清らかな國土によつて、國民の立派な精神も強い身軀も育まれて來たのであります。

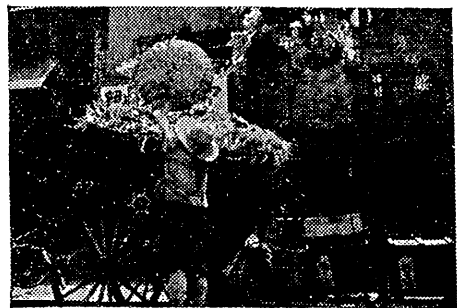
東京市の塵芥處を遠くに見る



(1) ゴミはゴミ箱に入れて分別すると物は物、ゴミはゴミ

ログラムで、半ば以上を占めてゐます。最も多い東京市は、一日約二百八十萬キログラム、次ぎの大阪市では、一日約百三十萬キログラムに上つてゐます。

例へば東京市では、従業員約三千人以上、運搬自動車約百六十臺、手車約二千五百臺、船約百五十艘を動員して、その經費は、年々約三百五十萬圓程度を支出してゐる有様です。他の都市も同様にそれだけ多額の勞

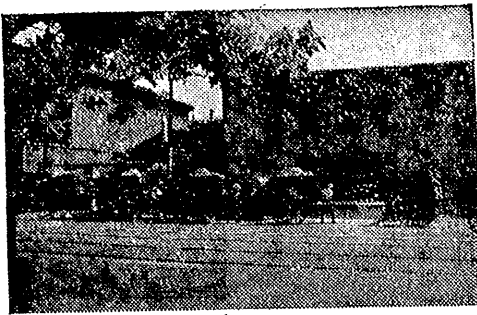


(2) ゴミとつては人千人でただ市京東は通人るみてつ歌とまゴ

力が、經費をかけて清掃につとめてゐるのであります。まことに残念ながら時局の關係などから、その補ひが十分につかない上に、ゴミはますます増える一方であり、完全な清掃が行はれず、恐ろしいバイキン(細菌)の巢となり、蠅などのよい健康となつて、市民の健康を害し、都市の美觀を穢すやうな實情になつてゐるのであります。

この危機を切りぬけ、健康都市を建設するために、市の塵芥處理の方法を改善することはもとよりであります。各家庭でも、できるだけの御世話になるゴミを少くし、また運搬や處分のしやすいやうに心

「心掛け一つで捨てるものなし國の富」



各都府県から持ち込まれたゴミは、所管の施設へ運ばれます (3)

莫大なゴミの山も、ほんたうに捨てるよりはかに途のないといふ物は、極く値かたで、或ひは無いといつてもさし支へないほどであります。

では、ゴミはどんな物から成り立っているか——いま、六次都

市について、調べたところをこちらに入れます。

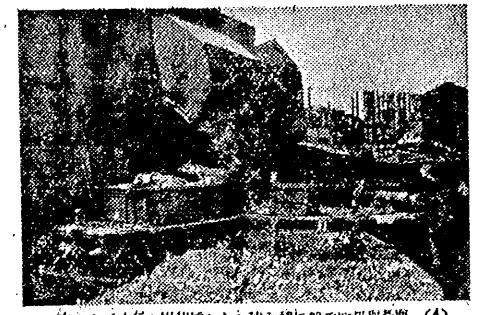
廃棄組成成分 (重量%)

可燃性物質	紙類	炭類	繊維類	竹木類	古木類	古下駄類	古布類	古革類	セルロイド類	石炭類	金属類	陶磁器類	不燃性物質	ガラス類	土砂及細塵類
60.0	16.0	10.0	10.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

なく、中には、ブリキ罐、古釘などの屑鉄は、優良な鋼鉄をつくるためになくはならぬやうに、それがなければ作ることが出来ない物さへあるのではありません。また、土砂などは、掃除のとき注意して除くやうにすれば、ゴミを三割以上も減らすことが出来るのであります。

たゞ、これまでは大部分の家庭が、何もかもごつちやくちやくにして、なほその上、不心得な人は、まだまだ有効に使へるものまでも、廃棄箱に捨ててゐるため、空しく焼き捨てられたり、埋立に使はれたりしてしまつてゐるのであります。

市によつては、非常な手間をかけて集めてきたゴミ



山のゴミは、行へば焼却炉へ運び、積に船で所管施設へ運ばれます (4)

しかし、かやうな方法では非常に多くの手数がかかるばかりでなく、他の汚物に侵されて品質は悪くなり、消失してしまふものも多いのでありますから、最も効果をあげるためには、各家庭でよく注意して分別することが第一であります。

例へば、木綿のボロとか絲府は、その一つ／＼は何の価値もなく、何気なしにゴミ箱の中に捨てられてゐたやうな物でも、振り分けておき、相當量になつた時に密拂へば、再生工場に行つて立派な綿糸布となり、またセルロイドや爆薬の原料になるのであります。

しかし、ゴミ箱の種類を無暗に増すことは市民の負擔を加重して実行性がないばかりでな

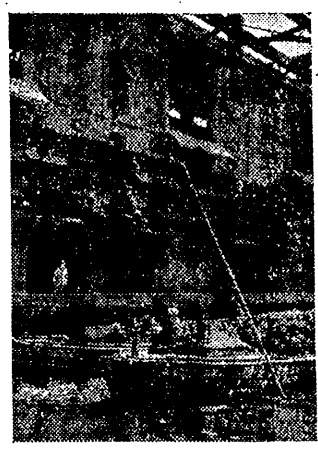
く、市の處理作業を複雑にするばかりで、かへつて目的に反する結果を招く虞れがありますので、今度の改正によりまして、今まで附芥用、雑芥用の二種類で

ありましたゴミ箱を

○附芥用 (寮所から出る野菜や魚の屑を入れる)

○可燃雑芥用 (紙屑、ボロ、木竹片などを入れる)

○不燃雑芥用 (金属、陶磁器)



センターは、ゴミの入れ場に焼却炉を設け、燃やして灰を埋立に利用します (5)

ガラスの破片などを入れるの三種類に改めたのであります。

これを實行すれば、各家庭で利用更生を工夫する上にも都合がよく、また家庭で利用出来るものも全市から集めると相當の量になつて立派な資源として十分活用することが出来る上に、處理能率を向上して、清掃事業がよりよく行はれるやうになるのであります。

しかし、ゴミ箱が三種類に

なつたからといつて、必ずしも各家庭で三個づゝ備へる必要はないのであります。隣組などで協同して、今まで使つてゐたものを利用すれば、殊更に新しいものをつくる必要はないのであります。物資節約の観点からも、またゴミ箱が市中に氾濫する現象もなく、かへつてさうすることが望ましいのであります。

現に、帝都のほか大都市では、全市に亘つてこの運動が行はれたといふやうな處もあります。さうして、ゴミ箱は、雨水などの入らぬやうに蓋をつけ、時々洗滌すれば、きれいに永く使用することが出来ます。

また、市の處分方法も、従來

は焼くことを第一としてゐたのでありますが、堆肥、肥料等にして、食糧の増産に役立て、パルプ・アルコール等の原料として、技術の進歩によつて衛生上心配なく、有効に活用することが出来るやうになつたので、各都市の實情に従つて、最も効果のある方法をとることが出来るやうに改正されて、一層、塵芥の處理を簡便にし、利用更生に拍車をかけることになつたのであります。

● 始末に困る 灰や燃えさし

近頃、家庭用の燃料として煉炭、豆炭、石炭等が多く使はれるやうになつて、各家庭から出る灰燼の量が非常に増えて來ま

したが、この灰燼は、草木灰と異つて肥料として利用することが出来ないばかりでなく、年々その量が多くなつて、どこか家庭でも處分に全く困つてゐるのではありません。

ところが、従來灰燼については、各家庭が處分することになつてゐたので、捨て場のないところでは、路傍や川溝等に撒き散らされたり、人家の間にうす高く積まれたりして、衛生上障害があるばかりでなく、市街の美觀を損ひ、又よく火災の原因となつて、警視廳管内でも、昭和十五年中に「取り灰」の不始末から起つた火災が九十四件にも上つてゐるのであります。それでも、徒らに放つて置くことが出来ないのので、灰溜、庭では、灰燼は處分方法も他の

場をつくつたり、申込みによつて處分したりしてゐたのであります。が、さうした姑息な方法では、到底完全にその處分を行つて、市民の苦痛を除くことは出来ないのので、今度の改正によりまして、灰燼は、市が義務として處理することに改められたのであります。

しかし、設備等の點から、直ちに全市域に亘つて實施することは出来ないといふやうなこともありますので、地方長官が除外例を設けて、市が處理しない處は、當分の間は従來通り、各家庭で始末することになつてゐるのであります。さて、いよいよ市が灰燼を處理することになりますと、各家庭では、灰燼は處分方法も他の

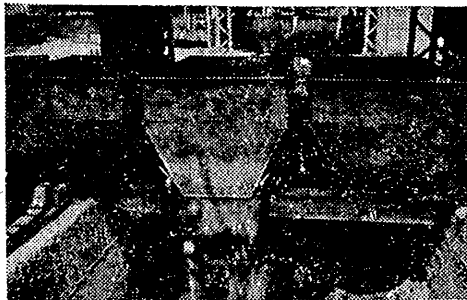
汚物と違ひ、火災の危険もありますから、別の容器に集めて置かなければならないのであります。容器は古バケツ、古壺など、何でもよいのですが、十分火の用心をし、中に入れた灰燼が飛散しないやうに注意せねばならぬことは申すまでもありません。

● 清掃奉公

かやうに、市はゴミや灰の山と戦つて、これを掃除し、市民の保健衛生に努めてゐるのであります。が、ますます増加するゴミを處理するために、一層經費を増加しなければならぬのであります。また新たに灰燼を處理するために、相當の經費を要するのであります。

従來、この經費は、事業収入等を差し引いたほかは、全部市民の税金の收入によつて賄はれてゐたのであります。が、今においてさへ、市の財政の重荷となつてゐるのであつて、到底、今後清掃衛生事業の改善向上に對して十分な經費を廻すことは出来ないのが實情であります。

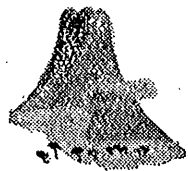
これまで、尿尿の汲取、運搬については、手数料の徴收を認められてゐたのであります。が、尿尿は立派な肥料として農村に供給せられ、終末における處分費はさして要しないのであります。が、これに比べて、ゴミや灰燼は、最後まで多額の經費をかけて處分しなければならぬのであります。また、都市の發展



(6) 灰燼の堆積を防止するために、清掃員が灰燼を運搬する様子。

ありまして、速かに救通の途を講じ、一層改善向上しなければならぬ重要な事柄であります。が、今度、市の塵芥及び灰燼の運搬、處分についても、手数料の徴收を認めることになつたのであります。

市民は自分達の生活によつて生じたこれらの汚物を、自分で代つて、きれいに掃除してくれる清掃従業員の勞苦に對して、自ら感謝の念を禁じ得ないでせう。さうして、わづかならぬ費用によつて各人の健康を保持し、自分達の住む街を美しく、住み心地よくすることが出来、また、そ



第一回中央協力會議について

第一回中央協力會議は、いよいよ来る十六日から二十日に至る五日間、大政翼賛會本部で開催されることになった。

今やわが大東亞共榮圈建設はますます發展し、南方問題は順にその重大性を加へて來たのであるが、恰もヨーロッパ戦局の發展はアメリカ参戦の空気を刻々に濃化し、これに比例して太平洋の危機は一段と進行しつつある。

われ國民は、この未曾有の國難を突破して、わが國の大理想を達成するために、一億一心一體となつて高度國防國家の建設に邁進しなければならぬ。第一回中央協力會議はこの國家喫緊の要求に應へ、上意下達、下情

上通、以て萬民翼賛の實を擧げんとするものである。この意味において、それは文字通り戦時國民常會であるといはねばならぬ。

中央協力會議は本來、市町村、郡、六大都市、道府縣等の地方協力會議を基礎として構成されるべきものであるが、昨年十二月の臨時中央協力會議は匆々の間に開催されたため、かゝる前提を持つことが出来なかつた。然るに本年に入つて、大政翼賛會の地方組織も進行し、二月下旬から全國各地にわたつて地方協力會議を開催し、現在、東京、神奈川を除いて全部終了し、こゝに地方の實情國民の眞意もおほよそ把握されるに至つたのである。第一回中央協力會議は、大政翼賛會發足以來の翼賛運

動並びに地方協力會議の總成果の上に立脚し、國民の總意を結集して非常時國策の樹立に資すると共に、過般戦時翼賛會議を経て決定した政府の諸施策を過く國民に浸透させ、眞に官民一體の強力體制を實現せんとするものである。

よつて、第一回中央協力會議における協議の重點は次の諸點に置かれることになつた。

- 一、國體觀念の徹底、國民精神の昂揚
- 一、翼賛國民體制の確立
- 一、興亞國民運動の展開
- 一、經濟新體制の確立
- 一、國民文化新體制の確立
- 一、國民生活新體制の確立

これと同時に、會議の構成並びに運営についても、臨時中央協力會議及び地方協力會議の經驗に鑑み、一段と工夫を加へ、その適正強化を期することになつた。即ち大政翼賛會は、新たに議長の下に本部各部長並びに中央協力會議員若干名を委員とする中央協力會議運営委員

會を設けて、會議の運営、議案の調整、議題の處理、その他の重要な事項に當らせることになつたのである。

協力會議の究極目的は單なる意見の發表ではなく、議長によつて統裁された協議内容を具體化して、これを實踐に移すことによつて達成される。従つて大政翼賛會本部としても、この目的のためにあくまで會議が具體的な結論に到達するやうに意を用ひた。議事の運行についても、從來の會議體に見られるやうな一問一答的な質疑應答の形式をとらず、協議が對立論争に傾くのを避けた如きはその一例である。なほ、中央協力會議を眞に國民全體のものとするために、事情の許す限り多數の傍聴の便を圖るとともに、協力會議を契機として諸々のつながりを作り、萬民翼賛體制への組織的活動を促進せんとを期してゐる。朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋及び滿洲等からオプザーヴァーを招請した如きも、今後東亞的規模における大政翼賛運動の發展に新しい道を切り拓く一要因となるであらう。

第一回中央協力會議に對して、四議員から提出された議案は二百四十餘件に達してゐるが、その内容はいづれも現下重大時局の眞髓に觸れ、且つ積極的な建設の具體案を伴つたもので、盛り上がる國民の意力を如實に示してゐる。

第一回中央協力會議は大政黨發會改組後の試金石である。本會議の成否の鍵は究極においては國民全體のこれに對する熱意と關心の如何にかゝつてゐるといふはなればならぬ。特に直接協議の任に當る會議員の責任は重大である。

國難に急迫を告げつゝあるとき、會議員諸氏はこの時局の重大性と協力會議の本旨とを深く自覺し、皇室を中心とするわが家族國家の本領を發揮して、和氣滿々たる中にも眞に迫力あり、責任ある嚴肅な態度を以て、十分なる成果を収めるやうに全能力を發揮されんことを希望すると共に、一億國民もこれを自らの常會として、深い關心を寄せられんことを切望する次第である。

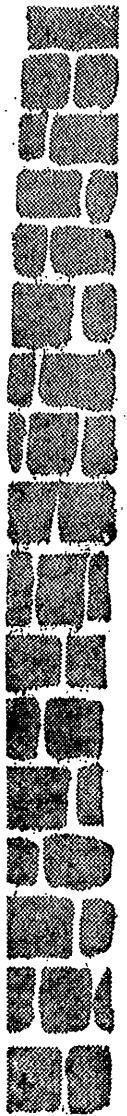
大政翼賛會

寫眞週報

(六月十一日發行)

- ★翼持つ喜び
航空局中央乗員養成所生徒の操縦訓練
- ★來れ！大空へ！
航空機乗員養成所とは (續物)
- ★海軍長官甘肅省天水飛行場視察
海軍風爽やか
- ★海南島のこのころ
海南島の住みよいところ (續物)
- ★中國海軍の第一期卒業
★拓け高原！
高原地帯の開發は山嶺嶺山中湖畔に砲臺をはじめた
- ★全日本華僑大會一長
★水上陣組一東京陣田川
★海外通信
戰敗國フランス、オランダの近況
- ★いたみやすい少年少女
眞直に導きませう (續物)
- ★新しい法律の話
(憲法、民法、兵隊法の改正、民法の改正)

海軍作戰の戰果



大本營海軍報道部公表 (昭和十六年五月三十一日午後五時)

聖戰第五年初頭以來の海軍作戰經過並びに成果の概要

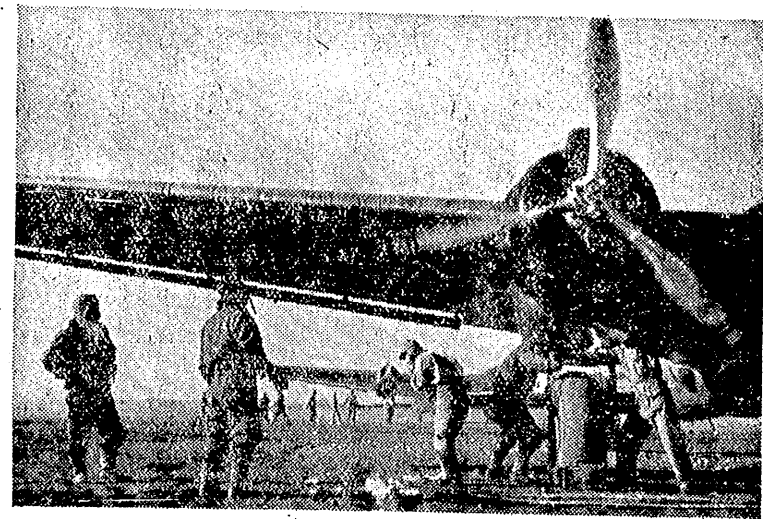
帝國海軍支那方面作戰部隊は昨年引續き陸軍部隊と緊密なる連携の下に全支沿岸及び内地敵軍の要衝に對し各種作戰を遂行して到る所に多大の戦果を収めつゝあり。

北支部隊は各々その擔任區域の警戒監視に任じ、風濤を冒し嚴寒と闘ひ密輸ジャンクの臨検、匪賊の討伐に従事し、陸軍部隊と協力して敵の掃蕩に努めたり。

揚子江部隊は長江流域一千裡に亘りしはく來襲する江岸の殘敵を掃蕩し、隨所に陸軍部隊を協同して敵匪の根據を衝き、或は密輸船の監視に任ずると共に危険を冒して殘留機雷の掃蕩に任じ、或は陸軍部隊を援護して水路の強行偵察並びに啓開嚮導に任じ、敵前上陸を擁護して甚大なる成果を擧げたり。

珠江部隊は港灣の測量、水路の清査、陸軍部隊の協同掃蕩を實施し陸軍部隊との協同作戰により多大の成果を収め、掃蕩せる水路の確保に任じつゝあり。

海上封鎖部隊は幾多の艱難を克服して全支沿岸における支那船舶の交通を遮断し、敵輸送船の禁絶並びに主要港灣の閉塞を



だ 助 出 お さ

好季来る!

海鷲猛威を揮ふ

五月中の戦果

航空部隊

五月中、航空部隊は安徽、江西、湖南、浙江、福建各省の敵主要據點を爆撃したほか、敵の首都重慶に對する長距離攻撃は四回に亘り連続敢行し、敵軍事施設重要機關を爆撃又は炎上せしめ甚大なる戦果を擧げた。また海門、温州方面陸海軍部隊の轉進に協力して多大の効果を収めた。

實施すると共に、占領地區諸島嶼等に擾動する殘敵を掃蕩し、更に支那方面艦隊司令長官は數次聲明を發表して、南支那方面の出入禁止を宣言し以て海上封鎖の完備を期しつゝあり。

特に南支那方面は陸軍軍需品輸送路として利用せられたる香韶ルートに對し二月四日敵前上陸遮断作戦を實施し、續いて三月三日拂曉陸軍部隊の緊密なる協同の下に突如雷州半島方面沿岸延長四百科以上に亘り上陸作戦を敢行し多大の戦果を擧げた。

更に四月十九日、二十日浙東作戦に際しては水路の啓開並びに輸送護衛に任じ、また陸隊を編成して浙東沿岸並びに福州附近に敵前上陸を敢行し、密接なる海陸協同作戦の下に當面の敵を撃破し、接濟補給路及びその施設を遮断毀滅して多大の戦果を収め、敵の艦艇並びに軍用物資多數を鹵獲せり。

この間海軍航空部隊は、連日敵地を爆撃して全支の制空權を確保し縦横無盡の活躍を續け、陸上部隊、海上部隊の作戦に全幅の努力をなし、また長編敵首都重慶或ひは成都、蘭州、昆明の要衝を始めとし、その奥地據點新舊航空基地に對し悪天候その他の障害を排除し連續爆撃を敢行し、常に我が攻撃より逃避

して勢力の保全に汲々たる殘存敵機を捕捉撃滅し、以て敵空軍の再建を不能に陥らしむるとともに、敵の軍事關係諸施設並びに軍用交通諸機關を爆撃してその心膽を寒からしめたり。

更に滇桂公路の再開を見るや、わが航空部隊は直ちにその途上にある惠通、功果兩橋に對ししばしば爆撃を投じてこれを破壊し、その交通を遮断するに至れり。

本期間江上艦艇の處分せる敵機雷並びに海軍航空部隊の撃破せる敵飛行機左の如し。

(一) 處分機雷數	
揚子江	三九二
珠江その他	一四一
計	五三三
事變以來の累計	六一五一
(二) 撃破せる敵飛行機數	
地上撃破	八四
撃墜	三七
計	一二一
事變以來の累計	二〇四九

次いで四川省の敵重要據點を爆撃せる一方、陸軍部隊に協力して、安徽省方面に連日出動、敵軍事施設および陣地に對し甚大なる損害を與へた。すなはち、十六日には四川省揚子江岸の忠縣、十七日には湖南省中南部の婁地冷水灘、祁陽及び四川省揚子江岸の梁山、湖北省西部省境揚子江岸の巴東並びに香溪十七日、十八日の兩日は宜昌北西方の敵陣地等を爆撃した。

十三、十四、十五、十六、十七の五日間は陸軍部隊に協力し江西省西端省境の石門街方面において約五千名乃至一萬名の敵密集部隊を痛撃、十九日には江西省の鄱陽、二十日には有力部隊大舉して成都を急襲した。この間南支方面では十一日廣東省中東部東江流域の要衝博羅を爆撃した。

次いで悪天候を冒し陝西、甘肅、四川各省の敵飛行場を急襲し、敵機四十二機を撃墜或ひは銃撃炎焼せしめたほか、飛行場附屬施設および軍事據點を爆撃し、敵航空

兵力に一大打撃を與へ、更に宜城及び安慶周辺の敵陣地據點兵舎等を撃碎した。即ち

(一) 奥地方面では成都二回、蘭州三回、南鄭一回、天水一回、梁山二回、萬縣一回、宜賓一回、寶雞一回、咸陽二回と反覆攻撃して成都、宜賓、蘭州、天水等で四十數機の敵機を捕捉潰滅した。

(二) 中支方面においては安徽省、江西省、湖南省における敵要衝たる桐城、劉街、義津橋、源潭鋪、洋湖坡、百子庵、來榜河、東門街、景德鎮、樂平を逐次爆撃して敵據點、司令部、兵舎、軍需工場及び軍用倉庫群等を撃碎した。

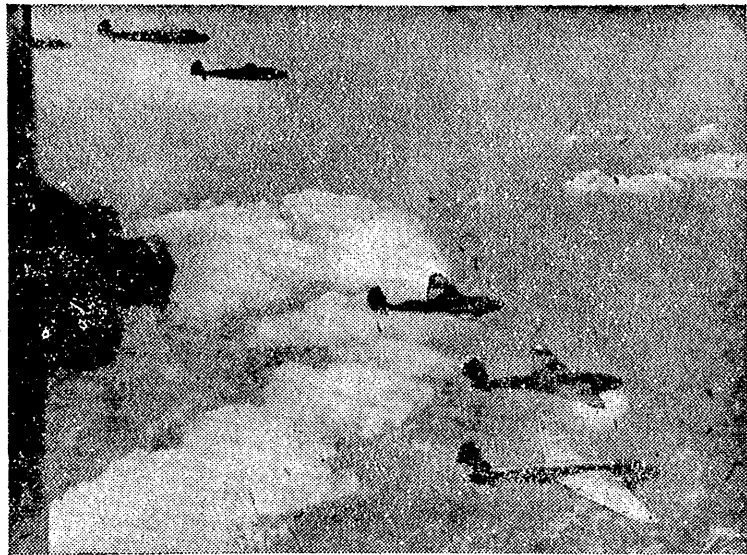
(三) 南支沿岸方面では二十六日及び二十九日福州、福清間で陸軍に協力して所在の敵兵及び陣地を爆撃し、二十九日廣東省沿岸、廣海島の敵據點及び敵軍用ジャンクを撃碎し、更に廣西省西端昆明ルートの要衝西林の敵軍事施設を爆撃し、三十日には桂林を急襲し同地

の新舊飛行場を攻撃して附屬施設に多大の損害を與へた。

艦艇及び陸戦隊

五月中艦艇及び陸戦隊は警備地區周辺の治安肅清、水路の啓閉掃蕩確保に従事する一方連日出動して遊撃隊を殲滅した。即ち

(一) 北支方面においては南隴城島、枳洞嘴、登州に陸戦隊の揚陸、連雲港方面の掃蕩を實施した。また石島灣北



重慶の艦艇

遊撃隊三百七十名を攻撃し敵を潰走せしめたほか山東半島各地に轉戦した。

(二) 揚子江流域では黄石港、羅漢山、田家鎮、蕪春、泗源港、彭澤、九江、武穴等附近を掃蕩した、また下流三角地帯に於て、江上艦艇は約二十五ヶ所に陸戦隊を揚陸せしめ敗殘匪を掃蕩した。

鎮海方面における艦艇及び陸戦隊は甬江の水路を清掃確保した。
(三) 福州方面においては二十六日北犬島に陸

戦隊を揚陸してこれを占據せるほか、二十八日福建省興化湾内深く突入し北岸の兵舎を砲撃破し、更に廣東省紅海西方及び海晏東方において敵大型武装ジャンク群を銃砲撃し、内百二十一隻を撃沈、九隻を捕獲した。

(四) 海南島警備中の陸戦隊は三十三回出撃して敵五百を掃蕩した。

封鎖部隊

沿岸航行遮断に従事してゐる艦艇は北支において約二千隻、中支沿岸及び揚子江、黄浦江、舟山列島方面で約一萬五千隻、南支方面で百八十六隻のジャンクを臨検してその内軍需品、武器彈藥等を輸送中の百三十七隻を處分し、珠江方面では舊式砲六門、黑色火藥五十キロ、水中爆藥十二を鹵獲した。

五月中、揚子江で敵の浮流せる機雷四十數箇、閩江で約六十箇を處分。水路の清掃確保に努めた。

— 大本營海軍報道部 —

TOKYO GAZETTE

FIELD SERVICE CODE

東京ガゼット叢書
第一輯

英譯
「戰陣訓」

定價 三十錢

中込所 鈞町區九ノ内、情報局内
東京ガゼット發行所
振替口座東京二六五二八三番

近 日 發 賣



國民政府の清郷工作

汪主席の決意

國民政府主席汪精衛氏は新國民政府成立以來、常に治安の確立と經濟生活の改善に意を用ひてゐたが、これを積極的に推進するために今回「清郷（地方の不安一掃の意）委員會」を新設した。同委員會の設立及びその工作上における意義について、汪主席は委員の顔觸れが發表された當日、すなはち五月十一日、次ぎのやうな重要談話を發表した。

治安の確立、經濟生活の改善は、國民政府の最近における施政上の二大方針である。余は今年元旦の論文及び國民政府一周年記念の放送中に、切實にこれに言及しておいた。この二者は相互に因果關係をもつのであつて、經濟生活が改善されれば、人民は安居樂業が出來、治安はおのづから維持される。また治

安が確立すれば、經濟建設は自然に進められる。清郷委員會の主要な職務はもとより治安を確立して經濟生活を改善するにあるのであつて、その責任は非常に大きく、使命は非常に重い。従來の清郷は政治上の力と軍事上の力が助け合つて行くことが必須であつて、かくして初めて土匪や共産黨を一掃し、生命の危険が除かれたのであつた。國民政府はこれに鑑みて、軍事委員會及び行政院關係長官を集めて構成分子となし、清郷委員會を特設したが、これは獨立の権能をもつと共に聯絡の効能を兼ねるのであつて、政治上の力と軍事上の力とを集中して積極的に從事し、農村に空虛を得させ耕地の整理を可能にし、またこれによつて交通を回復させ、實業の振興を期待してゐる。工作の開始に當つては規模の大を求めないが、しかし着實にやつて順次歩を進める積りである。蓋し、一地方においてまづ平和が確立されることが必要で、それが出來ればその

他の地方にも平和を推進させることが出来るからである。このやうにやつて行けば、単に全面的平和が促進されるばかりでなく、自治の訓練、憲政實施もまたその基礎が築かれる。余は心力を竭して諸同人及び諸同胞と共に不斷に繼續してその成果を収めようとする者である。

平和への陣容成る

右によつて同委員会に對する汪主席の期待が如何に大きいかを察せられるが、汪派の諸新聞はいづれもこれに關する記事を大きく取扱ふと同時に、社説を掲げてこれにより平和陣營の前途に大きな光明が認められる理由を指摘解説した。委員には左記のやうに、部長すなはち我が國でいへば大臣級の大物を網羅してゐる。

- 委員長 汪 精 衛(軍事委員長)
- 副委員長 陳 公 博(軍事委員會政治訓練部長)
- 周 佛 海(行政院副院長)
- 秘書長 李 士 群(警政、警政部長の略、以下これに倣ふ)
- 副秘書長 汪 曼 雲(農礦次長)

- 委員 汪精衛、陳公博、周佛海、陳群(内政)、梅思平(浙江主席)、楊揆一(軍事委員會參謀本部々長、我が國の參謀總長に該當する)、鮑文越(軍政)、任援道(海軍)、趙正平(教育)、李聖五(司法行政)、林柏生(宣傳)、丁默村(社會)、李士群、積誠(農礦)、羅君強(邊疆委員長)、吳德廣(振務委員長)、陳春圃(行政院秘書長)、高冠吾(中央政治委員)

この委員会は五月二十二日に至り正式に成立し、この旨を二十六日附で南京馬台街二十二號の事務所から中央及び地方の各官廳長官宛に通知した。本委員會の機構、權限、所管事項その他に關しては五月十六日公布された『清郷委員會臨時組織大綱』に次ぎのやうに規定されてゐる。

清郷委員會臨時大綱

- 第一條 國民政府は各省市清郷事項を積極的に處理するため、清郷委員會を特設して最高指導機關となす。
- 第二條 國民政府は清郷委員會に、清郷區内の軍事政治事項に、關し、直接に法規を制定し委員會令を公布し或ひは行政院及び軍事委員會に通知協議してこれを執行する權限を授く。

第三條 清郷委員會に委員長一人を置き、軍事委員會委員長がこれを兼任する。副委員長二人は軍事委員會常務委員一人及び行政院副院長がこれを兼任する。委員十人乃至十六人は關係軍、政各部會長官及び當該地省政府主席がこれを兼任する。

第四條 本會の處理事項及び審議事項は左の如し。

- 一、清郷軍、政法規定に關する事項。
- 二、清郷施設上各方面との聯絡に關する事項。
- 三、清郷區域の劃定に關する事項。
- 四、清郷實施上軍、警部隊の指定派遣に關する事項。
- 五、歸順勸告に關する事項。
- 六、軍、警部隊の給與に關する事項。
- 七、保安隊警察隊の設置及び保甲(隣組自衛團)の類編成に關する事項。
- 八、清郷區内の特種教育及び民衆訓練に關する事項。
- 九、碉堡(極めて簡単な防禦設備を有する見張塔)建築に關する事項。
- 十、交通、通信、運輸に關する事項。
- 十一、匪區封鎖に關する事項。
- 十二、清郷區内の經濟統制及び經濟建設に關する事項。
- 十三、清郷軍政關係人事調整に關する事項。清郷實施上の經

常臨時各經費の檢出及び豫算決算審議審査に關する事項。

- 十五、兵器彈藥器材糧秣の補給及び工事構築等に關する事項。
- 十六、委員長交付の審議事項。

第五條 清郷區内の政務を執行し及び保安隊警察隊を統率指揮するために、區域を分つて清郷督察專員公署を設置し、これを主管せしむることを得。清郷督察專員公署の組織は別にこれを定む。

第六條 清郷區内の軍隊の指揮派遣に關する事項を處理するために軍事委員會參謀團を設けてこれに當らしむることを得。軍事委員會參謀團の組織は別にこれを定む。

第七條 本會に秘書長一人を置き、委員長の命、副委員長の指導を受けて、會内の事務を處理せしめ、副秘書長一人を置いてこれを輔佐せしむ。

第八條 本會に左記の各處を設く。第一處、總務に關する事項の處理。第二處、政務に關する事項の處理。第三處、軍務に關する事項の處理。第四處、社會福利に關する事項の處理。各處の組織は別にこれを定む。

第九條 本會は必要に應じて各種委員會を組織することを得。第十條 本大綱は公布の日よりこれを施行す。

なほ、この大綱は第五回の共産軍討伐の際の根本方針と政策を多く取入れ、政治的活動に重點をおいてゐる。

本委員会はまだ本部が出来上つたばかりで、現地において實務を處理する督察員公署や參謀團が設置組織されてゐないので、今のところは單に準備に着手したに過ぎないが、この委員會設置の狙ひどころは、人民の實際生活を安泰にして民心を把握し、新中央政權の政治力を強化して全面和平への目的を達成し、さらに東亞新秩序建設の大任を分擔しようとするものであつて、近きより遠きへの常道をとつた極めて穩當な方策だと見るべきであらう。それでは、その前途は一見遠慮のやうに思はれるかも知れないが、南京政府の善政と重慶政權の無謀な抗戰による無意味な犠牲とが比較考慮されることにより、一般人民は重慶側のデマ宣傳に引摺られた誤つた民族意識、すなはち抗戰建國の迷夢から覺醒して立直り、全面和平以外に中國及び中國國民の進むべき道なきに至り、情勢が根本的に改善される可能性をもち、最も時宜に適した思慮深い計畫といはなければならぬ。

まづ點と線から全面的和平來へ

本委員會秘書長李士群氏が五月二十六日中央黨部において『清郷工作から着手』と題して講演した中に『眞に革命的奮闘的精神をもつて従事するところの最も偉大にして最も艱難な工作』といつてゐるくらゐで、偉大と艱難の兩面を深く認識してゐる點は全く頼母しい。同氏はまた『全面和平は何故に迅速に實現出来ぬか？これにはもとより非常に多く、非常に複雑な原因と理由があるが、しかし私は吾人の和平建國運動はまだ局部の地方で「事實上に示す」ことをやつてゐないのが、多分最大の原因と理由であらうと思ふ』といひ、單に理想を説き正論を唱へただけでは、多く且つ複雑な事情に妨げられて民心の把握に不便だから、どうしても安居樂業の天地を造りあげて、實生活を通じて國民を引つける以外に方法はない、としてゐるやうだ。

李氏はさらにその講演の中で『剛争的任務を負つて起つ人には、どうしても純潔にして熱烈な青年の同志が必要である。故に、この清郷委員會の幹部には出来るだけ多く青年

有爲の人材を收容するつもりである。』といつてゐる。これも注目に値する一點で、首肯すべき主張である。最後の一節に『要するに清郷工作は和平運動上における理想的な手形と現金との引換へ工作である。清郷工作が若し良い見本、立派な模範を造りあげたならば、日華基本條約の精神もまた實現することが出来る。すなはち日本の撤兵、中國の政治獨立尊重の如きは、日華基本條約の中に皆明白な條款が規定されてゐる。吾人の清郷工作が若し成功して治安が確立され、經濟生活が改善されれば、日本の撤兵は必ず實現し、政治の獨立も達成されるであらう。吾人はその時に至つて初めて日本と東亞新秩序の建設の責任分擔を語るこ

とが出来るのである。現在規定されてゐる清郷區域は決して廣くはないが、これは順序を立て漸進的にやらうといふ意味であつて、和平運動は今のところまだ點と線とに過ぎないが、吾人の清郷工作はこの點と線から着手して、孜孜として倦まずに點と線とを結びつけて行けば、次第に各方面に推進して、やがては全面を獲得し得るのである。…和平運動が今日の段階に到達した以上、既にこれが國

家民族の唯一の明るい出口であることは否定出来ず、そして今、清郷工作に着手すれば必ず明るい事實が造りあげられる。』と苦勞の後の樂觀を説いた。

秘書長李士群氏のいふ非常に多く、非常に複雑な『和平の障害』については具體的な説明はなされてゐないが、蔣政權と共産黨とが各自の勢力擴張の具に供する目的をもつて多年抗日運動を続け、間違つた民族意識を培養して來たため、日本は中國を侵略しようとしてゐるかに誤解してゐる中國國民が少くない。その國民を對手に和平救國を説くのと抗戰建國を説くのとの難易は常識ある誰にも察せられる。この點が和平救國運動の難關ではあるが、事實は時の経過によつて證明され、わが國の眞意を正解した人々の主張が漸次勢力を得て、重慶政權の根據地にさへ和平論を唱へる者が次第に増加してきた有様であるから、今回の清郷運動は抗戰派のデマ宣傳暴露と並行して所期の目的を達すべきは必定である。

露光量違いにより重複撮影

官廳編纂圖書たより

◇国民精神文化研究(国民精神文化研究所編) 先に刊行された国民精神文化研究に續いて左の五編が新たに刊行された

第四二册 眞正なる國家(西晉一郎) 八三頁 定價二〇錢 送料六錢

第四三册 近世に於ける神道の教化(河野省三) 二二六頁 定價七〇錢 送料六錢

第四四册 荷田春滿(三宅浩) 六二六頁 定價三〇錢 送料一四錢

第四五册 なるほどの哲學(紀平正英) 二七四頁 定價二〇錢 送料九錢

第四六册 思想戰(吉田三郎) 二三八頁 定價二〇錢 送料九錢

◇改正自動車交通事業法解説(鐵道省監査局編) 四六列五七四頁 定價三〇錢 發行東京市廳町区内幸町二ノ三番號セル交通研究所 振替東京一四〇六番

◇臺灣總本(臺灣總督府情報部編) 四六列一九八頁 定價六〇錢 發行臺灣總督府内務部時報發行所 振替東京一〇七〇番

◇國寶(建造物)目録(文部省宗教局編纂) 古社寺保存法及び國寶保存法により明治三十年十二月以降國寶に指定した建造物の昭和十六年三月末までの目録。(A)判本文二九〇頁 定價八〇錢 送料六錢

◇國體の本義解説書(教皇局編) 先に刊行されたものに引續き左の書が発刊された。我が邦における家と國(紀平正英) A判七五頁 定價二〇錢 送料三錢

◇日本精神叢書(教皇局編) 引續き左の書が発刊された。

吉田隆雄著 民族論 一冊五二頁 定價一〇九頁 送料二五錢 送料三錢

◇教皇叢書第十號(教皇局編) 先に刊行されたものに引續き左の書が刊行された。

古文學に現れたる日本精神(五十嵐 力) 我が國土と文化的精神(高山 岩男) 東亞民族精神と農耕文化(宇野 圓空) 支那の民族性論(島山 喜一) 明治以前の我が國に於ける(桑木 武雄) 自然科学の發達 (A)判二五七頁 定價四〇錢 送料六錢

◇日本種學振興委員會研究報告(教皇局編) 先に刊行されたものに引續き左の書が発刊された。

第九篇 第二回 經濟學(A)判三〇三頁 定價五〇錢 送料九錢

第十篇 第二回 教育學(A)判三四三頁 定價六〇錢 送料九錢

(内閣印刷局振替東京一九〇〇番)

週報

昭和十六年六月十一日發行

編輯者 情報 東京市廳町區局

發行所 内閣印刷局 東京市廳町區大手町

注意	御	所	申	價	定
▲本誌より轉載の場合必ず「週報何號より轉載」の旨を明記しその轉載を情報局編輯部第三課に送り下さい					
▲本誌の無断では轉載致しません					
▲別號記事に對する御意見を隨處に願しての御意見を週報編輯部にお知らせ下さい					
▲本誌を他へお送りの場合は毎一紙五圓を本誌へ廣告料希望の向は内閣印刷局へ					
▲本誌より轉載の場合必ず「週報何號より轉載」の旨を明記しその轉載を情報局編輯部第三課に送り下さい					
▲本誌の無断では轉載致しません					
▲別號記事に對する御意見を隨處に願しての御意見を週報編輯部にお知らせ下さい					
▲本誌を他へお送りの場合は毎一紙五圓を本誌へ廣告料希望の向は内閣印刷局へ					

一部 五錢

(外國郵便に依る地域は送料共一紙十錢)

▲預約配達御希望の方は一部五錢(外國郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を送へ御申込み下さい

▲特大號の場合はその都度郵送料より送料を請求致します

内閣印刷局發行課

電話九ノ内四三五一九

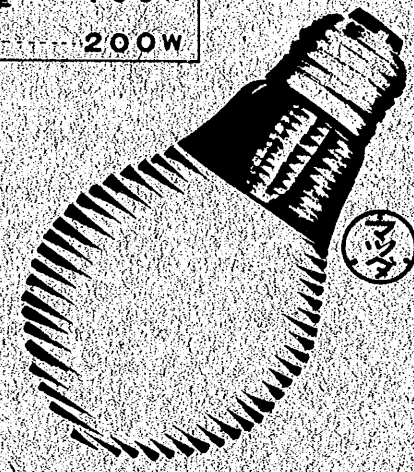
振替東京一九〇〇番

全國各地官報販賣所

各書店・驛賣店

★國を護つた傷兵を救へ★

職域適照!



各二坪平均として

調理場	40W
工場	60W
事務所	100W
製圖室	150W
商店	200W

仕事に應じた明るさが絶対に必要です

新燭光制

新マツダランプ

東洋電機株式会社 電機部 東京市廳町區大手町

週 報 週 報 民 一 億 の 回 覽 板

報

昭和十六年六月十一日
第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）



内閣印刷局印刷發行

（判[A5]格規定國はさき大の書本）